

## 平成25事業年度 事業報告書（検査検定業務）

平成25事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	61,718隻	
中間検査	50,158隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,777隻	
予備検査	19,820件	
検定	204,048件	
準備検査	0件	
標準適合検査	20件	
その他	36,459件	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等

### 2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 検査場等の整備
- (3) 職員の研修

### 3. 検査検定業務に係る調査、企画業務

### 4. 受検案内等広報の業務

- (1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報
- (2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

## 平成25事業年度 事業報告書（原動機放出量確認等業務）

平成25事業年度における日本小型船舶検査機構の原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
原動機放出量確認等	1,836件	
その他	21件	原動機証書の再交付等

### 2. 原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

### 3. 原動機放出量確認等に関する広報業務

## 平成25事業年度 事業報告書（登録測度業務）

平成25事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度業務の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	8,518隻	
変更・移転・抹消登録等	58,209隻	
登録事項証明書等	4,200件	
その他	14,626件	船舶番号用県名ステッカーの提供

### 2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

- (1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し
- (2) 職員の研修

### 3. 登録等に関する広報業務

## 平成25事業年度 事業報告書(調査、試験及び研究業務)

平成25事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究事業の実施状況は、次のとおりである。

### 1. 調査、試験及び研究等の業務

#### ① 波浪中を航走する小型高速旅客船における乗客の安全性に関する調査研究(継続)

近年、小型高速旅客船が波浪中を高速で航行した際の激しい縦動揺により乗客が負傷(腰椎圧迫骨折)する事故が散発している。平成24年6月に発生したあんえい号による事故を契機に、学識経験者、造船会社、シートメーカー、関係団体等からなる委員会を設置し、同様の事故の再発防止に資するため、乗客が受ける衝撃を緩和する方策について、平成25年3月からソフト(運航指針等)及びハード(座席等の設備)の両面から調査・検討を行ってきた。

さらに、あんえい号以外の小型高速旅客船に係る安全運航指針の検討を行うため、平成26年度も継続実施する。

なお、本調査研究は、平成24年6月に発生したあんえい号事故を受け、「社会的要請により緊急に対応が必要な調査研究」として、年度途中に計画、実施された事案である。

#### ② 小型船舶の復原性に関する調査研究(継続)

小型船舶の安全確保に対し復原性能は最も重要な要素の一つであり、小型漁船以外の小型船舶については、小型船舶安全規則及び日本小型船舶検査機構検査事務規程細則にその基準が定められている。旅客定員が12名以下の船舶は、長さ3.3mを境として、また、旅客定員が12名を超える船舶は、総トン数5トンを超えて異なる基準が適用される。

本調査研究は、適用基準が異なる規則間の各境界付近の定員数の実態調査や諸外国の基準との比較検証等を行い、各基準の課題等を整理検討し、必要に応じて改正案を策定することを目的とする。平成26年1月に第1回検討委員会を実施したところであり、平成26年度も継続実施する。

#### ③ 小型船舶に係る規制等の状況調査委託

日本全国の海域及び内水面(河川・湖沼)における小型船舶の水域利用については、船舶安全法などハード面の安全規制、自然公園法などソフト面の利用規制の他、各地方自治体が定めた条例においても同様の規制があるが、そのような情報は、マリン関連業界、JCIのみならず国においても取りまとめられたものはないのが現状である。

このような規則の状況を把握し、小型船舶の円滑な利用を促進するため、日本全国の海域及び内水面(河川、湖沼)において、総トン数20トン未満の小型船舶に対する利用規制等の調査を(一社)日本マリン事業協会に委託し実施した。

#### ④ (一財)日本船舶技術研究協会への調査委託(継続)

小型船舶検査の専門的機関である日本小型船舶検査機構としては、国内基準と国際基準、規格との整合性を図る必要があり、また、その業務は継続的に行う必要があるため、平成17年度以降、船舶関係のISO基準に関する審議に参加するとともに、技術基準等に関する十分な知識を有する(一財)日本船舶技術研究協会に委託し、関連の調査を実施している。

### 2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与する調査研究の成果について、機構ホームページに調査報告書を掲載し社会へ周を行った。